

★指導技術者の兼務 【若手技術者育成方式施行要領】



建設業法改正に伴い

石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領が緩和された。
若手育成方式施行要領も上記、県兼務要領に基づき定めているため、内容を改正するもの

- ①別工事 主任技術者(非専任)の兼務可
- ②別工事 主任技術者(専任)は県兼務要領により、発注者に認められると兼務可
- ③当該工事 現場代理人の兼務可
- ④別工事 現場代理人は県兼務要領により、発注者に認められると兼務可
- ⑤別工事の指導技術者は移動時間30分以内、または同一市内であれば兼務可
- ⑥兼務件数は3件
- ⑦監理技術者の兼務は不可
- ⑧営業所の専任技術者の兼務不可



改正

- ①別工事 主任技術者(非専任)の兼務可
- ②別工事 **技術者(専任)**は県兼務要領により、発注者に認められると兼務可
- ③当該工事 現場代理人の兼務可
- ④別工事 現場代理人は県兼務要領により、発注者に認められると兼務可
- ⑤別工事の指導技術者は移動時間30分以内、または同一市内または
情報通信技術等の措置により移動時間2時間以内であれば兼務可
- ⑥兼務件数は3件
- ⑦監理技術者は上記より**兼務可**
- ⑧営業所技術者等の**兼務可**

※技術者とは 主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐のこと。
※営業所技術者等とは営業所技術者、特定営業所技術者のこと。
旧 営業所の専任技術者のこと